

# 環境・衛生



## 資源ごみ収集と廃棄物減量等推進員

毎月一回実施している資源ごみの円滑な収集は、各地区推進員の方々のご協力があつてこそ成り立っています。推進員の方々に必要以上のご負担を掛けないよう、分別と出し方のルールを守つて資源ごみを出してください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## 害虫等の駆除はどこの

市では、私有地にかかわる害虫等の駆除を行っていません。害虫等でお困りの場合は、次の窓口までご相談ください。

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

☎452・7122

受付 月～金曜日

午前10時～午後4時

※業者への駆除依頼は有料です。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## ごみ収集車(パッカー車)の火災事故防止にご協力ください

ごみ収集車の火災事故は、「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池(充電池・ボタン電池)」が混入していることが原因です。

車両火災は、重大な事故につながることがあります。適切に処理することで、火災を未然に防ぐことができるため、安全な回収にご協力ください。

「スプレー缶」「ガス缶」「ライター」「乾電池(充電池・ボタン電池)」の出し方

①「資源ごみ」として出してください。不燃ごみではありません。

収集日は、毎月1回(七宝地区:第2水曜日、美和地区:第3水曜日、甚目寺地区:第4水曜日)、午前9時までに、各地域の「ごみステーション」に出してください。

②あま市リサイクルステーション(甚目寺庁舎駐車場内)に直接持ち込むこともできます。午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日含む。ただし12月31日～翌1月3日までを除く)

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## 事業所から出るごみの処分方法

営利、非営利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴って排出されるごみは、家庭系ごみ収集には出せません。事業所から出るごみには、次の2種類があります。

### ①産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。●販売店舗等、取扱い業者へ処分をご相談ください。

●県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。

### ②事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いずれもリサイクルできないごみ)

●市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分をご相談ください。●あわせてご参照ください

・冊子「令和3年度あま市ごみの分別と出し方のルール」11ページ・収集できないごみ

・市公式ウェブサイトをトップページ↓くらしの情報↓ごみとリサイクル↓ごみ・事業系のごみ等の処分

https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002379.html



※リサイクルできるごみは、廃棄物再生事業者へ処分をご相談ください。

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

## 医療廃棄物の処分方法

医療廃棄物とは、医療関係機関等が事業活動や在宅医療等の医療行為に伴って排出する廃棄物(ごみ)を指します。

脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギプス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織のうち、人が感染し、もしくは感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着し、またはこれらのおそれのあるものは「感染性廃棄物」といい、数量の多少にかかわらず、市の家庭系ごみ収集には出せません。感染性廃棄物には、次の2種類があります。

### ●感染性産業廃棄物

医療行為等で廃棄物となった血液、注射針、レントゲン定着液等のうち感染性廃棄物である特別管理産業廃棄物

### ●感染性一般廃棄物

医療行為等で廃棄物となった紙く

ず、包帯、脱脂綿等のうち感染性廃棄物である特別管理一般廃棄物

問合先 環境衛生課

☎444・3132

FAX 443・3555

# 交通安全

令和3年中  
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	76人
津島警察署管内	5人
あま市	3人

令和3年9月末現在

問合先 安全安心課  
☎444・0862 FAX441・8330

## 交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.65

**名称** 七宝小学校南の三叉路  
**場所** 七宝町川部登り前

児童が横断歩道を渡っているのに、自転車や歩行中の大人たちが斜め横断をする。三叉路が2つ連続した交差点で、道路はカーブして見通しが悪い。どの自動車もスピードを出しているため、無謀な横断はとても危険であり、児童たちの見ている前でのルール違反はいかなるものか。  
(市公式ウェブサイトを掲載ヒヤリハット・あーマップから抜粋)



(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

### 年末の交通安全県民運動

12月1日(水)～10日(金)

12月7日(火) 午後4時～6時

県内一斉大監視

### 運動重点

○夕暮れ時と夜間の事故防止と飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

○自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

○歩行者の安全の確保と運転者の安全運転意識の向上

### 12月は飲酒運転根絶強調月間です

### 飲酒運転を四(し)ない運動

- ・運転するなら酒を飲まない。
- ・酒を飲んだら運転しない。
- ・運転する人に酒をすすめない。
- ・酒を飲んだ人に運転させない。

交通安全まんが  
**みどりちゃん**  
沢村ツム

12月の薄暮時は横断歩道での交通死亡事故は昼間の4倍、夜間の2倍と

年間一番多い事故は「飲酒運転」

2021年交通死亡事故(11月現在)

愛知県の交通死亡事故は「ワーストワン」が長かったが、今年は現在8位。これからは増やさず減らすようにしたい!

皆さん安全運転で

酔っ払いの運転は危険なので、酔ってバスと乗車です!

密になるから今年も新年会は、やらないから家でやろうか!

ワーイ! うれしい!!

Tom

### ハンドルキーパー運動

ハンドルキーパーは、自動車仲間や知人と飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届ける運動です。

問合先 安全安心課

☎444・0862

FAX 441・8330

